

大洗町漁協 かあちゃんの店 大洗町漁協魚市場前にオープン!

【オープンイベント】

日時 4月18日(日)
タイムサービス ホッキ貝(5ケ)袋入 100円(漁により変更有)
11時から100袋、13時から100袋
各種販売 干物 小女子干しなど、つみれ汁
昼食 小女子丼・シラス丼など 各 500円

【通常営業】

日時 4月22日(木)から 10:00~16:00
定休日 毎週月曜日(ただし、祝日の場合は翌日)
昼食 シラス丼など定食 800円から
各種販売 干物類など
問合せ 大洗町漁協 かあちゃんの店 ☎ 267-5760
大洗町漁協 ☎ 266-2165

大洗町体育協会ゴルフ部 部員募集!

新入部員を募集しております。ふるってご応募ください。

応募資格 町内在住者及び町内に勤務先のある方
部費 入会金 2,000円(入会時のみ)、年会費 2,000円
競技 年6回大洗ゴルフクラブにて大会開催
(特別優待料金にてプレー可)
申込先 事務局 飯田 功 ☎ 267-5035
問合せ 副部長 照沼 瑞雄 ☎ 266-1200

道路上に張り出している樹木伐採のお願い

沿道の樹木の枝が歩道や車道へと張り出している箇所が見られます。このため、利用する方々より、通行に支障があると苦情が多数寄せられております。

張り出した枝等による事故等が生じた場合には、樹木所有者の責任となります。道路上空へのはみ出しや立ち枯れ木の倒木・折れ枝の落下、竹林等の繁茂による道路への飛び出しなどが見られる樹木の所有者の皆さんは、個人の管理・責任のもと、枝払い・伐採等の処置をとられますようお願いいたします。

又、併せて、道路上(側溝の上など)に物を置かないようお願いします。

問合せ 都市建設課建設管理係・生活環境課生活環境係
(内線 251・245)

5月1日から7日までは憲法週間です

5月3日の憲法記念日を中心に5月1日から7日までの一週間を憲法週間とし、関係機関では人権尊重思想の普及高揚に努めています。

基本的人権の尊重は日本国憲法の重要な柱のひとつであり、すべての人の人権が尊重される社会が実現されなければなりません。

憲法週間に当たり、身近で起こる差別や偏見について一人ひとりが考え、人権尊重の意識を高め、豊かな人間関係をつくりましょう。

人権問題でお困りのときは、法務局の人権相談所又は法務局人権擁護委員までご相談ください。

問合せ/水戸地方法務局 茨城県人権擁護連合会
☎ 227-9919

ゆっくり健康館 プール ジム レッスン体験キャンペーン実施!

通常は、定期券を購入された方のみ参加できるインストラクターによるレッスンを、期間中は、都度利用の方も体験することができます。詳しくは、スタッフまでお尋ねください。

期間 5月7日(金)~5月31日(月)
※ジム・プール利用料金は、通常通りお支払いください。
問合せ ゆっくり健康館 スポーツジム ☎ 266-2752

総務省統計局からのお願い 労働力調査のお知らせ

総務省統計局と茨城県では、毎月、労働力調査を実施しています。労働力調査は、我が国の失業率や雇用の実態を明らかにする特に重要な統計調査であり、政府や都道府県が雇用・失業対策を企画・立案、景気判断を行う上で、不可欠な資料として活用されています。

調査対象は、全国から約千分の1の世帯が一定の統計上の抽出方法に基づき選定されます。この度、大洗町でも下記の地区の一部において平成22年5月より調査を行うことになりました。対象となった世帯には、茨城県知事が任命した統計調査員が調査票の配布に伺いますので、ご協力をお願いいたします。

【調査対象地区】 舟渡2区・3区、蔵前1区、富士見台
問合せ 茨城県企画部統計課 人口労働担当 ☎ 301-2649

清流に夢をはぐくむ那珂と久慈 ~河川愛護モニターの募集について~

国土交通省では、河川を優しく見守ってくださる河川愛護モニターを募集します。

活動期間 平成22年7月1日から2年間

活動範囲 常陸河川国道事務所が管轄する那珂川・久慈川及び支川(涸沼川・桜川・藤井川・里川・山田川)の住居に近い約5km程度

応募資格 上記活動範囲から5km以内に居住する満20歳以上の方

謝礼 実費程度

募集人員 範囲内で5名

応募締切 5月21日(金)まで

(応募用紙をお送りさせていただきます。)

※詳細の応募要領は、常陸河川国道事務所ホームページに掲載しています。

応募先・問合せ 国土交通省 常陸河川国道事務所 河川管理課
河川愛護モニター担当 ☎ 240-4071

ホームページアドレス <http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/>

各種健診のお知らせ(全戸配布)の訂正について

平成22年度各種健診のお知らせを、4月初旬に郵送でお送りしましたが、その中で、『40歳~74歳の社会保険組合等に加入している皆様へ』の文書(小さいほうのお知らせ)中に誤りがありましたので、下記のとおり、訂正してお詫びいたします。

(誤) 特定健康診査を受診する場合は、加入している医療保険者が発行した

平成21年度特定健康診査受診券と



(正) 特定健康診査を受診する場合は、加入している医療保険者が発行した

平成22年度特定健康診査受診券と

(健康増進課)